

ゲームアプリ「うたた往事のなつかしや」を活用した同人活動における 二次創作の物品化に係る留意点

ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」使用取扱規程(以下、「使用規程」という。)
第7条第2項において、同人活動内での二次創作の物品化については、以下のように取
扱う。

1 同人活動での二次創作について

(1) 二次創作にあたるもの

ファンアート等、動画又は静止画をもとに別の作品を作成することをいう。
(使用規程第2条第2項)

例：漫画・小説・イラスト(グッズ・同人誌)、コスプレ(写真集)、配信 等

(2) 二次創作にあたらないもの

- ・ デザイン集にあるイラストに手を加えず使用すること。
- ・ キャラクターのトリミングや色調の変更等誰にでも思いつくようなアレンジの
みを加えること。

例：デザイン集から切り抜いたイラストの缶バッジ、アクリルスタンド 等

2 二次創作の物品化における解釈

二次創作を行い、それを頒布することは、「うたた往事のなつかしや」に係るファ
ン活動として捉え、作成者の趣味の範囲内の活動であれば、二次創作した作品の物品
化を認める。

3 二次創作した物品の取扱いについて

(1) 頒布方法

二次創作の物品の頒布については、下記のとおりとする。

- ① 同人誌即売会での頒布(コミックマーケット 等)
- ② 自家通販等での頒布

(2) 同人活動の範疇外に該当するもの

二次創作の物品化について、下記の行為は認めない。

- ① ファン活動を超えた利益の発生する事業活動に該当するもの。
- ② 業者などの第三者を介した一般流通に該当するもの。

例：同人ショップ(同人誌や同人ゲームを委託販売する小売店)への委託 等

4 二次創作物の物品化に係る申請について

使用規定別記様式第1号の3を申請すること。

なお、物品化する際は、必ず「©鹿児島県」又「©KagoshimaPrefecture」の記載が必須となる。

★記載例

別記様式第1号の3

うたなつデザイン使用申請書（商品以外）

年 月 日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿

郵便番号 (例)
住 所 〇〇〇-〇〇〇〇
団 体 等 名 〇〇県〇〇市〇〇町 12-34
代表者職氏名 桜島 花子

うたなつデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称	同人誌・アクリルキーホルダー
使用区分（該当するものに ☑をつけてください。）	☐ 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） ☐ 看板・店舗壁面・商品POP等 ☐ 販促用の景品 ☒ その他
具体的な内容（配布数 量・サイズ・配布場所・広告 回数等を詳しく記載してくだ さい。）	・同人誌【漫画】 A5サイズ・25P 30部 (内容)現代パロディで義弘と女主人公の社内恋愛話 ・アクリルキーホルダー(7mm×7mm) 10個 頒布場所：同人誌即売会(コミックマーケット)
使用期間（2年以内）	2025 年 8 月 1 日 ～ 2027 年 7 月 31 日
「©鹿児島県」又は 「©Kagoshima Prefecture」 の記載場所	同人誌：奥付内 アクリルキーホルダー：商品下部
担当者名及び電話番号	担当者名：桜島 花子 電話番号：123-456-7890(携帯) FAX：なし E-mail：〇〇@〇〇〇-〇〇〇

※ 添付書類

(1) 使用する物品の見本（見本が添付できない場合、図面や写真等）

(2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）

※同人誌の場合、簡潔に本文の内容を記載。（公序良俗に反しないか確認のため）

※使用期間内でのみ頒布可能

※同人誌の場合、本文添付必要なし。
※アクリルキーホルダー等グッズの場合
は、グッズデザインを添付